

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 4 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 7 月 10 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員
事務局（3 名）

羽山主査、三枝主査、榎本主任

説明者（3 名）

環境対策課長、ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長

<開会>

【部会長】

平成26年度第4回新宿区外部評価委員会第1部会を開会します。

本日から4回にわたり、計画事業のヒアリングを実施します。

本日の対象事業は、環境対策課の所管する計画事業51「地球温暖化対策の推進」及び計画事業56「環境学習・環境教育の推進」並びにごみ減量リサイクル課の所管する計画事業54「路上喫煙対策の推進」及び計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」の計4事業です。計画事業50については清掃事務所も共同で所管していますので、合わせてヒアリングを行います。

初めに環境対策課の所管する事業についてヒアリングを行います。

環境対策課長よろしく申し上げます。

<委員紹介>

【説明者】

よろしく申し上げます。

<説明者紹介>

【部会長】

ヒアリングに入る前に本会の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

今年度は第二次実行計画期間の4年間のうち2年目の評価となります。

外部評価委員会では、今年度内部評価を実施した計画事業のうち、まちづくり編の中から半数の事業を抽出して評価します。外部評価する事業は全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半の15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めます。

質問が終了しなかった場合などに、追加で文書による質問をする場合もあります。

説明は以上です。

では、ヒアリングに入ります。

まず、計画事業51「地球温暖化対策の推進」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まず、区の施策における本事業の体系についてご説明します。

区では、まちづくり基本目標の一つとして、IV「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。また、この基本目標実現のために、個別目標の一つとして、1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を掲げ、次の世代にも引き継いでいける、環境と調和するまちづくりを目指しています。さらに、その個別目標の下に、四つの基本施策を体系付けており、その一つに、②「地球温暖化対策の推進」があります。本事業は、この基本施策の下に、同名の計画事業として位置付けているものです。

本事業は、昨年2月に策定した「新宿区第二次環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）にも位置付けられています。環境基本計画には五つの基本目標を掲げており、その一つに5「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます」があります。また、この基本目標の下に掲げられた個別目標の一つに、5-1「地球温暖化対策の推進」があり、その中では「① 温室効果ガス削減のための取り組み」及び「②低炭素な暮らしに向けた取り組み」を進めています。

体系については以上です。

本事業では、「区民の低炭素な暮らしとまちづくりへの取り組みの促進・支援」、「事業者の低炭素な暮らしとまちづくりへの取り組みの促進・支援」及び「区が率先して取り組む地球温暖化対策」の大きく三つの取組を行っています。

事業の指標としては、区、区民、事業者の省エネ行動による成果が見えやすい目標として「みどりのカーテンの普及」「新宿エコ隊登録数」「省エネルギー診断実施件数」「新宿の森・伊那」間伐CO₂吸収量1,740 t（4年間の合計）」の四つを設定しています。

以下、指標の内容に即して事業内容をご説明します。

「みどりのカーテンの普及」は、平成20年度から開始したものです。区民にゴーヤの種や苗を配布することで、みどりのカーテンを広めていただき、涼しさを演出して、省エネの実践を図ろうというものです。また、ゴーヤの育て方の講習会、ゴーヤの実がなった後の料理教室、収穫後の土のリサイクル等、年間を通して取り組めるプログラムとなっています。現在では区

民、事業所、区有施設合わせて2,000件という、毎年の目標を超える実績が出ています。

「新宿エコ隊登録数」は、区民に、家庭での二酸化炭素・CO₂の排出削減量を算出するモニターになっていただく事業です。モニターである新宿エコ隊の方は「CO₂削減チェック表」に記入し、区に提出します。区は、その結果を集計し、公開することで、CO₂の削減効果をPRします。現在、新宿エコ隊の登録者数は3,500名を超えています。

「省エネルギー診断実施件数」は、中小事業者に対し、専門家による省エネルギー診断を実施し、省エネルギーへの具体的な改善計画を示すことで、中小事業者の温暖化防止に向けた取組を支援するものです。中小事業者のうち、エネルギーの使用量が原油に換算して15キロリットル未満のものを対象としています。その中小事業者に対して無料で専門家を派遣し、どのようなところに気を付ければ省エネができるのか等を診断してもらいます。さらに、その結果を基に、例えば電気を間引きしたほうが良いとか、空調を変えたほうが良いとか、そういうアドバイスを受けてもらい、省エネルギー化に取り組んでいただくものです。こちらについては、平成22年度には18件の実績があったものの、平成24年度には4件、平成25年度は実績なしという結果になっています。区民や事業者向けの太陽光発電システム等の導入実績も一時の勢いがなくなったこととも合わせ、区民や事業者にとってより利用しやすい制度とするためにはどうしたら良いのかを、最新の省エネルギーの動向なども踏まえながら検討し、事業を進めていかなければならないと考えています。

「「新宿の森・伊那」間伐CO₂吸収量1,740 t（4年間の合計）」は、長野県の伊那市に開設した「新宿の森・伊那」並びに群馬県沼田市及び東京都あきる野市に開設した「新宿の森」を活用したいいわゆるカーボンオフセット事業です。

伊那市には市有林があるのですが、そこで大規模な間伐（木の間引き）を行うことでCO₂を削減するほか、新宿の森に植林をした木の成長に伴って吸収されるCO₂と、新宿区内で排出されているCO₂を相殺しています。平成25年度は456 tの削減効果がありました。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

評価の内容についてもご説明ください。

【説明者】

評価については、「みどりのカーテンの普及」「新宿エコ隊登録数」で目標を超えていること及び「「新宿の森・伊那」間伐CO₂吸収量1,740 t（4年間の合計）」で実績を上げていることは評価できると考えています。一方で、「省エネルギー診断実施件数」については、実績がゼロということもあり、方法を検討する必要があると考えています。

全体として、地球温暖化対策の推進は計画どおり順調に推移していると評価しています。

【部会長】

「みどりのカーテンの普及」について、既に年間2,000件は達成しているようですが、これはこの状態を維持していこうという目標なのでしょうか。

【説明者】

お見込みのとおり、この指標は毎年度2,000件を達成しようという目標です。平成20年度に開始し、平成20年度は1,400件、平成21年度は1,500件、平成22年度も1,500件、平成23年度は1,700件と実績を増やし、平成24年度に2,075と2,000件を超え、平成25年度には2,128件を達成したところです。

ちなみに、カーテンの数のカウントについては、実際にカーテンを数えるわけにはいきませんので、お配りした苗2株でカーテン1枚、種1袋でカーテン4枚という計算をしています。

様々な機会を捉えて、苗又は種の配布を行っているところです。

【部会長】

省エネルギー診断について、診断を受ける利用者が減ったのはどのような理由からと分析しているのでしょうか。また、診断を受ける際に費用は必要なのでしょうか。

【説明者】

診断は無料です。

昨年度に実績がゼロになった原因については、正直なところ分かりかねていますが、それまでも実績は低下傾向であったので、PR不足はあったと思います。なかなか区のお知らせなどを見ていただけていない現状がある。それから、省エネ診断を受けても、その後対策をとることは経費の面から難しいという事情もあると思います。

現在、中小事業者は区に対して温暖化に関しどのような支援を望んでいるのかも含め、商工会議所新宿支部などの関係団体などとともに検討を進めているところです。

【委員】

中小企業者との懇談会、協議会等はあるのでしょうか。

【説明者】

現在のところ直接には持っていませんが、「環境学習情報センター」という区の施設において、「エコ事業者連絡会」という、エコに取り組む事業者による会合を開いています。ただ、エコ事業者連絡会は中小企業というよりはもう少し大きな企業体の集まりなので、中小事業者に対しどのようにアプローチするのは、今後検討していきます。

【委員】

このような施策は、相手方の賛同を得ながら進める必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

診断後に、区は費用面でどのような支援をしているのでしょうか。

【説明者】

区から改善に向けての支出はありません。

【委員】

「新宿エコ隊登録数」について、モニターから提出されるチェック表というのはどのような

ものなのでしょうか。

【説明者】

A4のカラー、コーティング紙の両面刷りになっています。表側には新宿エコ隊とはどのようなものなのか記載してあります。裏面には「シャワーの水は出しっ放しにできなかったか」「電気は小まめに消したか」など、家庭で簡単にできる取組についてチェックできるようになっています。

チェックシートの様式を後ほどご提出します。

【部会長】

よろしくお願いします。

【委員】

「区民の低炭素な暮らしとまちづくりへの取組みの促進・支援」の「25年度主な実施内容」にある「新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成」について、具体的にどのようなものかご説明ください。

【説明者】

住宅用の太陽光発電システム、太陽熱の給湯システム、太陽熱の温水器、自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、家庭用燃料電池（エネファーム）、高反射率塗装、雨水利用設備などの設置に対し、区が補助金を出すものです。

例えば太陽光発電システムですと、1キロワット当たり10万円、上限30万円の補助を出しています。太陽光発電についても、ピークの平成24年度で190件の申込みと実績があったのですが、平成25年度には73件に下がっています。ただ、平成21年度から計579件の設置がありましたので、太陽光を付けて採算が合うような一戸建ての住宅で設置希望のある方については、ある程度設置が完了しているのではないかと考えています。

エコキュート、エネファームもそこそこの実績で推移しており、第三次環境基本計画を策定する際には、この補助金の対象をどのようにすれば良いか、区民の方がどのような省エネ機器を欲しているのかなどを調査しながら検討していきたいと考えています。

【委員】

カーボンオフセット事業という名前の由来は何なのでしょうか。

【説明者】

カーボンとは二酸化炭素、オフセットは相殺という意味です。新宿区は二酸化炭素の排出量がすごく多いのですが、それを新宿の森での森林吸収により相殺し、総体量を減らそうという考え方です。こちらは国なども進めている事業です。

【委員】

新宿区の総CO₂排出量というのはどの程度なのでしょうか。

【説明者】

平成23年度ですと、総排出量が293万5,000二酸化炭素トン（t-CO₂）です。

【委員】

数字だけではよく分からないですね。
他区などと比べると高いのでしょうか。

【説明者】

特別区では大体上から5番目くらいに多くなっています。

そのため、新宿区は「新宿区地球温暖化対策指針」を設け、従前、国がいわゆる京都議定書で示していたものと同じように、CO₂排出量の削減に係る目標を立てています。現在は、平成2年度比で、平成32年度のCO₂排出量を25%削減するという目標を立てています。これは、現在の国の基準と同じです。現時点では、まだ9.8%程度上回っているところです。

【委員】

みどりのカーテンについて、とても良い事業だと思うのですが、苗を配る時間帯は平日の昼間が多いので、受け取るのは比較的年齢の高い方が多いように思います。もう少し子ども向けに、例えば夏休みの宿題に向けてできるような取組はしていないのでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、将来的に環境保全、環境対策を担っていくのは現在の子どもたちですから、今から環境問題に関心を持ってもらうことが大切だと考えています。

現在のところ、ゴールデンウィーク期間中などの祝祭日に、地域センターで苗の配布、育て方の講習会などを行っています。また、区立学校、区立保育園などの施設には種、苗等を配布し取り組んでいます。区の全児童に配るのも一つの方策だとは思いますが、財政的な問題や教育委員会等の方針もありますので、いただいたご意見も踏まえた検討を今後行っていきたいと思えます。

【部会長】

平成25年度の課題に対する方針について、「消費電力測定機器の貸出しを充実」とありますが、これは結構効果があるのではないかと思います。どのような機器を幾つくらい用意しているのでしょうか。

【説明者】

消費電力測定機器として、現在は「省エネナビ」と「ワットモニター」の2種類を貸し出しています。

「省エネナビ」は、家庭の配電盤に取り付けることで、家庭で使っている電力量を数字や棒グラフで見ることができるものです。また、特定の電力量を設定しておくと、それ以内であればにこにこした顔が、それを超えると怒った顔が表示されます。

「ワットモニター」は、個別の機器とコンセントの間につなぐことで、その機器がどの程度電力を使っているのか分かるというものです。

省エネナビは30台程度用意しています。貸出期間は1年間です。実績は累計で20件程度です。ワットモニターは50台程度用意しています。貸出期間は1か月です。昨年度は100台を超える貸出しがあり、延長の申出も受けています。

【部会長】

事業者向けの機器もあるのでしょうか。

【説明者】

はい。事業者用の電力量の測定器というものは持っています、貸出しはしていないのですが、省エネ診断をするときに使っています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では計画事業51については以上とします。

続いて、計画事業56「環境学習・環境教育の推進」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

施策の体系については、個別目標の一つ、1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」までは計画事業51と同様で、この個別目標の基本施策の一つ、④「環境問題への意識啓発」の下に位置付けられています。この基本施策は、環境問題を解決するためには、事業者も含めた区民一人ひとりが環境の大切さを知り、環境を守る意識を育てることが必要という考えに基づき、様々な取組を行うものです。

施策の体系については以上です。

本事業は、区の環境施策の拠点である環境学習情報センターを核として、広く区民を対象としたイベント、講座、情報提供等を行うことで、環境問題への普及・啓発を図るものです。特に子どもへの働き掛けは重点的に行っており、参加体験型学習形式を取り入れた啓発事業を展開しています。

具体的な取組としては「まちな先生見本市の実施」、「環境学習発表会の実施」及び「環境学習情報センターの活用」の大きく三つを行っています。

「まちな先生見本市」は、平成13年度から毎年、まちな先生と学校の先生をつなぐ目的で、区立の小中学校を会場にして開催しているものです。環境活動や環境学習を推進するために、地域の団体、NPO、企業などがまちな先生となり、子ども、地域の方、学校の先生などを対象に、パネルの展示や体験型ワークショップなどを開設しています。

また、見本市で実際に見るほか、まちな先生に関する情報を登録し、1冊の冊子にして学校や児童館に配布しています。その冊子にはまちな先生ごとの得意分野、講義内容などが載っていますので、学校、児童館から環境学習情報センターに依頼があれば、そのまちな先生を出前講座という名で派遣して、環境の授業等を実施しています。なかなか好評で、年間100件程度出前講座を実施しています。

「環境学習発表会」は、平成20年度から教育委員会が実施しているもので、まちな先生見本市と同時に開催しています。昨年度は、2月1日に西新宿小学校の体育館、教室、講堂などをお借りして、実施しました。

3、4校程度の小学校の高学年生が、環境学習へ取り組んだ成果、温暖化やリサイクルの問題などについて発表し、皆さんに聞いていただく取組です。また、舞台発表のほかに展示発表も

行っており、体育館の壁にそれぞれの研究した内容を展示しています。

「環境学習情報センターの活用」は、大人も子どもと一緒に環境のことを考ようという取組です。夏休み期間中に小学生に取り組んでもらう環境日記や、同じく夏休み期間中に小・中学生を対象に募集を掛ける環境絵画などを審査し、優秀者には表彰する制度です。また、優秀者を表彰するときに「子ども環境シンポジウム」というものを併せて開催し、優秀者からコメントをいただいたり、優秀者による意見交換会を開いたりしています。

全体として、環境対策課、環境学習情報センター、教育委員会が連携を図って環境学習・環境教育を効果的・効率的に推進していると評価しています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

先ほどの事業もそうですが、予算が減少していますよね。一方で評価はいずれも「適切」で方向性は「継続」となっています。これはどのように捉えれば良いのでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、予算的には減ってきています。基本的には計画事業ですから予算は減らないのですが、区の財政状況が厳しいこともあり、少しずつ減ってきています。

省エネ診断がゼロ件になったことなど、見直しが必要な部分もあります。一方で、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告などで、世界的に温暖化に向かっていること、産業革命以降気温が2度程度上がっており、今後更に4度以上上がると、水不足や洪水の発生など地球環境そのものが厳しくなることなどから、世界的に2度以下に抑えていこうという動きがあります。第三次実行計画に向けては、こういった動きを踏まえながら、新宿区としてできる対策を考えていきます。

【委員】

計画事業56では教育的なことも率先してやっているのに対し、計画事業51は何か受動的で、あまりはっきりした成果などを望まないような印象を受けます。相手のあることですし、お金もかかるので大変だと思いますが、もう少し計画事業51も推進してほしいと思います。

また、CO₂の削減目標についても、複雑な数字や単位が並ぶなど、一般区民には削減の効果や削減方法などが分かりにくくなっていると思います。もっと分かりやすく伝わりやすい評価になるよう工夫をお願いします。

計画事業56に戻ります。昨年度の環境学習発表会は2月1日に開催されたとのことで、土曜日だったようですが、その学校の生徒たちではなく、ほかの学校の生徒も参加したのでしょうか。

【説明者】

平成26年度は、校長先生のご協力により、土曜日を「開放授業」つまり、授業をやりながら学校を開放するという日に設定しました。加えて、西新宿小学校の児童のほかにも、他校の生

徒が参加し、環境学習の発表を実施しました。

【部会長】

中小事業者の省エネについて、やはり診断がゼロになってしまったことは気に掛かります。今後どのように展開していくのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

【説明者】

先ほどのご指摘とも関連するのですが、計画事業51「地球温暖化対策の推進」と計画事業56「環境学習・環境教育の推進」は決して別々ではなく、一緒に展開しています。

環境学習情報センターに環境に関心のある方が集まって、温暖化対策の取組、地域への啓発等様々なことを行っています。区としては、環境問題に関心を持って取り組んでいる方々を核として、環境の裾野を更に広げていきたいと考えています。

また、中小事業者に対しても、なかなか区からの発信が伝わっていないと受け止めていますので、区からの発信をどのように伝えていくのかを検討する必要があります。例えば、環境学習情報センターだけでなく他の地域でも地球温暖化に関する講演会を開くとか、商工会議所や各種団体、組合等を通して働き掛けるといった取組で、区民、事業者に裾野を広げていきたいと考えています。

【委員】

新宿の森では植林を行っているのでしょうか。

【説明者】

はい。それぞれの自治体と協定を結び、そこに木を植えました。5年から6年ほどたっていますので、1mから2mぐらいの高さに成長しています。この木がどんどん大きくなっていけば、CO₂を吸収するだろうという事業です。木を植えた後は、雑草の処理も兼ねて、区民の方を募って自然体験ツアーに行っています。

【委員】

広さはどのくらいなのでしょう。

【説明者】

新宿の森・伊那は0.4haです。ちなみに、間伐は一山なので483haという広い範囲で進めています。新宿の森・沼田は、ゴルフ場の跡地を利用しており17.2haです。新宿の森・あきる野は3.73haです。

【部会長】

土地は、新宿区が持っているのでしょうか。

【説明者】

いいえ。協定を結んで、それぞれの市町村の土地に木を植えています。

【委員】

カーボンオフセットにより、何%程度の削減効果があるのでしょうか。

【説明者】

新宿区全体の温室効果ガスの排出量が、平成22年度282万3,000 t-CO₂に対し、新宿の森

のカーボンオフセットの効果は、合計で約433トンとなっています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、環境対策課へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

次に、ごみ減量リサイクル課の所管する事業のヒアリングを行います。

ごみ減量リサイクル課長、よろしく申し上げます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

<委員紹介・説明者紹介・趣旨説明>

では、計画事業54「路上喫煙対策の推進」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

初めに、本事業の施策体系についてご説明します。

まちづくりの基本目標の一つ、IV「持続可能な都市と環境を創造するまち」を実現するための個別目標の一つとして、1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を掲げています。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つとして、③「良好な生活環境づくりの推進」があり、本事業はこの基本施策の下で、受動喫煙やたばこの火による被害を防止し、区民や来街者等に普及啓発活動を行い、ポイ捨てのないきれいなまちづくりを推進していくことを目的として展開しています。

本事業では、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールでの指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に広く路上喫煙禁止の普及啓発を行い、合わせて吸い殻のポイ捨てのないきれいなまちづくりを進めています。

新宿区内は「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」（以下「ポイ捨て・路上喫煙禁止条例」という。）により、全域において路上喫煙禁止になっており、次のとおり様々な取組を行っています。

まず、新宿区内で「美化推進重点地区」となっている新宿駅東口・西口、高田馬場駅において、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンや路上喫煙対策協力員による啓発活動を実施し、周知を徹底しています。

また、ポスター、ステッカー及び路面標示シートの掲出並びに路面標示タイル、防護柵看板、標識などの設置による区内全体での周知・啓発と、その実効性を高めるための路上喫煙禁止パトロールを、合わせて業務委託により実施しています。

さらに、路上喫煙対策の効果を測定し、実態に即した対策立案に資するため、路上喫煙率調査を業務委託により実施しています。

事業の目標・指標については、駅周辺の路上喫煙率及び生活道路での路上喫煙率を、平成27年度末までにいずれも0.5%以下にすることを設定しています。生活道路というのは、表通りから入った裏通りというか、小さい道になります。なお、この目標値はそれぞれ駅周辺40か所、生活道路30か所における単純平均喫煙率です。

次に、事業評価についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」は、地域団体・事業者・行政が一体となって継続した周知・啓発活動を行い、成果が上がっているため「適切」としました。

「適切な目標設定」は、主要駅周辺で目標率を更に下回る数値を達成しています。また、生活道路でも平成24年度の最も低かった数値を更に下回る数値を達成したことを踏まえ「適切」としました。

「効果的・効率的な視点」については、地域一丸となった取組を区民や来街者に示し、路上喫煙禁止への強い意欲を示せたこと、ボランティアとして協力してもらっていることなどから「効果的・効率的」としました。

「目的（目標水準）の達成度」は、駅周辺の路上喫煙率について目標数値より更に低い数値を達成したこと、生活道路での路上喫煙率についても、平成24年度の最低値を更に下回る数値を達成したことから「達成度が高い」としました。

以上の内容から、第二次実行計画の達成に向けて順調に進んでいると評価できるため、「総合評価」も「計画どおり」としました。

「改革・改善」について、平成25年度は、生活道路での路上喫煙対策は広範囲に及ぶため、住宅地や公園管理者、鉄道事業者などの協力を得てポスターを掲出しました。また、前年度に引き続き路面シートを小型化するなどの工夫をして、生活道路を初めとした細い道路にも掲出しました。路上喫煙パトロールについては、区民からの苦情に対応した配置、巡回を行いました。喫煙所については、新宿駅西口の喫煙所の道路占用に関する協議を都と行い、改修に向け検討しました。また、路上喫煙禁止パトロールと自転車対策事業との連携による効果的な事業執行を検討するため、試行的な共同事業を実施しました。

平成26年度の方向性は「継続」です。路上喫煙禁止パトロールの実施については、自転車対策事業との連携を継続するとともに、その有効性を多角的に検証し、委託業務の効率化の検討を進めます。それから、新宿駅西口喫煙所の事業者と連携し、年度内に改修を目指します。また、新宿駅東南口の喫煙所についても、新宿駅東南口再開発事業に合わせて庁内関係部署との連携や、道路管理者である国との協議を行っていきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご質問等をお願いします。

【委員】

「単純平均喫煙率」とは何なのでしょう。

【説明者】

喫煙率調査というのは委託により行っています。例えば、新宿駅東口のモア何番街などに委託業者の調査員が一定時間張り付き、通行人の数とその中で何人路上喫煙をしているかをカウントします。年4回調査し、統計をとっています。

【委員】

低くなるほど達成度が高い指標ということですね。

【説明者】

はい。

路上喫煙率について、ポイ捨て・路上喫煙禁止条例が施行した平成17年の8月1日の直前に調査をしたときは、繁華街、主要道路だけが対象で4.13%でした。その後、条例を施行したときに2%台まで減少し、現在では0.2%前後で推移していますので、実態としてかなり減っていることがこの調査から分かります。

【委員】

下げていく目標というのは少々分かりにくいですし、良い数字を上げていくほうが指標としてふさわしいように思います。その観点から、路上喫煙をしている人の数より、していない人の数をカウントしたほうが良いような気がしますがいかがでしょうか。

【説明者】

そのようなご意見もあろうかとは思いますが、平成17年度から現在の方法による路上喫煙率による調査を行い、ホームページ等でもお示ししているところなので、評価の継続性からも、これを急に変えるのは非常に難しいと思います。また、達成度を測るのに当たって、例えば99.8%が99.9%になりましたとするよりは、0.2%から0.1%になりましたと表現したほうが分かりやすいと考えています。

今後、喫煙率の低下を目指すという趣旨をより明確にすれば、ご理解いただけると思います。

【部会長】

目標が0.5に対し実績は0.2ということで、目標値の見直しをしても良いと思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、駅周辺においてはある程度目標を達しています。ただ、これだけ数値が下がった要因の一つに、駅周辺から生活道路へ喫煙者が動いている状況があり、結果的に生活道路の喫煙率が0.5%を上回っている状況が続いています。そのため、駅周辺だけ目標を見直すのではなく、駅周辺と生活道路のどちらも0.5%にしていくよう、目標設定しています。ちなみに、今年の6月に実施した直近の調査では、駅周辺が0.19、生活道路周辺が0.81という結果でした。

【部会長】

ご説明を聞いても、やはり駅の目標設定はもっと低い数字で良いような気がしますね。よろしくご検討ください。

【委員】

喫煙所についてはどのようにお考えなのでしょうか。

【説明者】

現在、いわゆる道路上等に区が直接設置している喫煙所は区内に8か所あります。それから、公園その他の公の施設で、各所管が設置しているものがあります。例えば新宿駅周辺ですと東口、東南口、西口に設置しています。東口は改修をして非常にきれいになったのですが、西口及び東南口については、いわゆるプラボードのようなもので区画しているだけなので、受動喫煙などの問題があります。今後更に改善していきたいと考えているのですが、主要道路は都道であったり、地権者との調整などが必要になりますので、早急を実施することは難しくなっています。

【委員】

少し話がそれるかもしれませんが、路上喫煙については認知が高まって成果が出ている一方で、公園はかなりひどい状況になっています。広い公園では喫煙所があるのですが、小さな公園にはありません。

道路だけの取組に留めることなく、みどり公園課などと連携したより広い取組にしていくことはできないのでしょうか。

【説明者】

区全体での取組ということですと、当課が全ての施設をみることはなかなか難しいとは思いますが。一方で、ご指摘いただいた公園での対策についてもご意見をいただくことはありますので、そのような場合には、みどり公園課に情報提供を行っています。

みどり公園課では、地域の方のご意見を聞きながら、ご指摘のとおり広めの公園に喫煙所を設置するほか、本来2,000㎡以下の公園は原則全面禁煙なのですが、喫煙の状況により一定以下の公園にも喫煙所を設置する試行的な取組を行っています。現在はモデルケース第1号として、柏木地区の公園にきれいな喫煙所を作りました。

今後も、お互いに情報共有等を行っていききたいと考えています。

【委員】

区だけの取組には限界がありますから、たばこを吸う人向けに、例えばたばこ屋、喫茶店などに喫煙所を設けているところがあるので、そのような店に協力するなどの取組はとれないのでしょうか。例えば灰皿を提供するとか道路を掃きに行くとか、表彰するなど、そういうお店が増えてくれば、間接的には路上喫煙の防止につながると思うのですが、いかがでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、区が喫煙所を設置するには限界があります。また、鉄道事業者が軒並み喫煙場所をなくした関係で、喫煙者の方がどこで吸えば良いのか非常に困っている状況もあります。一方で、たばこ屋その他小売店舗でも、道の近くに灰皿を置いてしまうと、苦情が来て

まいります。区としては、そういった店舗からご相談をいただいたときは、J T（日本たばこ産業株式会社）をご紹介します。J Tですと、店舗の中に喫煙所などを作るための相談を受けたり、灰皿の提供をしたりしています。なので、J Tと連携しながら安心して吸える喫煙所の設置などを行っています。

【部会長】

自転車対策事業との連携というのは、どのようなことを行うのでしょうか。

【説明者】

自転車対策事業というのは、委託による放置自転車の整理、適正駐輪の指導等を行っている事業です。以前から自転車対策事業も路上喫煙の取組も同じ道路上で活動しているので、連携した効率的な活動ができないかというご意見を区民からいただいていたところです。一方で、自転車の整理と路上喫煙のパトロールというのは対象が違いますし、路上喫煙パトロールは、特に新宿区などですと、注意すると食って掛かってくる人もいるため神経を使いますので、連携は難しいところがあります、区民からのご意見にお応えできるよう、去年一年、自転車対策課と協議し、今年度は、例えば歩道上に自転車が乱雑に置かれていて通行の障害になっている場合などは、路上喫煙パトロールの人が端に寄せるとか、路上の駐輪禁止箇所に止めようとしていることがあったら、近くの駐輪所をご案内するといった形で協力していくことになりました。路上喫煙パトロールの作業員が着用するベストに駐輪対策のマークを付けて、駐輪場の地図を持たせるなどの対応も行っています。

【部会長】

今の例は、路上喫煙対策の方が自転車対策に協力するものでしたが、逆に自転車対策の方が路上喫煙対策に協力する場合はどのような形になるのでしょうか。

【説明者】

先ほど申し上げたとおり、自転車対策の方が喫煙者に指導するのはなかなか難しいところがあります。トラブルがあってはいけないので、喫煙所が自転車駐輪場と隣接している場合に喫煙所をご案内するといった形で連携しています。

【委員】

ほかの区では罰則、罰金という制度も使っているところもありますが、新宿区はいかがでしょう。

【説明者】

ご指摘の点についても区民の方からいろいろなご意見いただいているところですが、新宿区は来街者が非常に多いので、条例の周知が非常に難しいため、いきなり罰金というのはなかなか難しいとは考えています。先行自治体では、かなりの効果を上げているようですが、それでも一定の喫煙者は残っている状況です。新宿区では、指導、パトロール、啓発などによりかなり成果を上げているので、現状ではこれを継続したいと考えています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では計画事業54については以上とします。

<新宿清掃事務所長入室>

【部会長】

では計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」のヒアリングを行います。新宿清掃事務所長、よろしく申し上げます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

【部会長】

ではまず事業のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

まず、本事業の施策体系についてご説明します。

区では、まちづくりの基本目標の一つに、IV「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。また、これを実現するための個別目標の一つとして、1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を掲げています。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに、①「資源循環型社会の構築」があります。本事業は、この基本施策の下、持続可能な資源循環型社会の構築によるごみ発生抑制を基本とする、ごみの減量とリサイクルの推進を目的としている事業です。

本事業では「資源回収の推進」、「プラスチックの資源回収の推進」、「ごみの発生抑制の推進」及び「事業系ごみの減量推進」の大きく四つの取組を行っています。

「資源回収の推進」は、古紙、びん・缶（スプレー缶・カセットボンベ）、ペットボトル、乾電池及び白色トレイについて、週1回行政回収を行っているものです。また、地域住民が自主的に行う集団回収の推進、リサイクル活動団体への支援として報奨金等の支払などを行っています。

資源集団回収の団体数は、平成26年3月31日現在で466団体、前年から比べ9団体増加となっています。新宿区のごみ量は、可燃ごみ、不燃ごみについては毎年微量ではあるものの減量しています。粗大ごみについては、平成23年の東日本大震災以降、少し数字がばらついており、最終的には前年度より少し多くなっています。

また、区民の皆さんが集まって、回収品目、回収場所、回収日時などを決めて回収業者に引き渡すいわゆる「集団回収」や、びん・缶、容器包装プラスチックなど区が収集しているものを合わせた新宿区のリサイクル量は、おおむね2,000 t程度で推移しています。平成25年度の資源化率は21.4%、前年度比0.3ポイントの上昇でした。新宿区では「新宿区一般廃棄物処理基本計画」に、ごみの減量、リサイクル倍増という目標を掲げていますが、まだまだ遠いのが現状です。「資源回収の推進」については以上です。

次に「プラスチックの資源回収の推進」です。容器包装プラスチックについては、週1回、行政回収を行っています。容器包装プラスチックは当初、不燃のごみの中に入っていたのです

が、平成19年の7月から資源という形で別に収集をすることになりました。この時点ではモデル実施だったのですが、平成20年の4月から本格実施しています。

そのため、平成19年と比べ、平成20年の不燃ごみの量はかなり減りました。

「プラスチックの資源回収の推進」については以上です。

「ごみの発生抑制の推進」については、ごみ減量リサイクル課長からご説明します。

【説明者】

よろしくお願いします。

「ごみの発生抑制の推進」は、持続可能な資源循環社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本としたごみ減量とリサイクルの推進に向け、区民、事業者、区の意見交換をする場である「3R推進協議会」（以下「協議会」という。）の運営を支援し、相互に理解を深めながら、レジ袋の削減等ごみ発生抑制に関する取組を推進していくものです。

協議会は、スーパー、デパート、商店会などの事業者、新宿区、清掃協力会、NPO法人、区民団体などで構成されています。平成21年に「3R推進協働宣言」を行いました。

毎年、団体ごとの3R推進行動計画書及び報告書を作成して公表しているほか、秋には新宿駅西口地下のイベントコーナーで3R推進キャンペーンイベントを開催し、3Rに関する展示・発表による普及啓発及び情報発信を行っています。昨年は10月13日の日曜日に開催し、今年も10月12日日曜日に開催する予定となっています。また、レジ袋の辞退や環境に配慮した行動をポイントにして、ポイント数に応じた景品を差し上げる「新宿エコ自慢ポイント」を通年で実施しています。

この取組に係る目標・指標としては、平成27年度までに、区政モニターアンケートで買物の際、レジ袋を断る方が多い、若しくはほとんど受け取らないと回答する人の割合を50%にすることを目指します。これは、普及啓発活動により、区民のごみ発生抑制に対する意識の醸成が図られることの一つの目安としているものです。

協議会が区民、事業者、区の協働による取組であること、レジ袋辞退率やエコポイントの登録ポイントが上昇するなど計画が進展していることなどは評価できると考えています。

平成26年度の課題と取組方針としては、ごみ減量とリサイクルの推進の重要性を引き続き発信していく必要があるため、キャンペーンの充実や3R推進行動計画書を作成する団体の拡大に努めていきます。

「ごみの発生抑制の推進」については以上です。

「事業系ごみの減量推進」については新宿清掃事務所長からご説明します。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。よろしくお願いします。

「事業系ごみの減量推進」は、事業用大規模建築物に対する立入指導等、事業系ごみの減量を図るための取組です。

事業者が排出するごみ又は資源については、自己処理が原則です。区では、従前より、条例で事業用の延床面積が3,000㎡以上の建物については、立入調査の実施、廃棄物の管理責任者

を設定するなど、事業所から排出されるごみ又は資源の管理を徹底することになっています。これに加え、平成24年度から1,000㎡以上の事業者についても同様の対象としました。また、立入指導の強化、廃棄物の管理責任者の選任、再利用計画の提出などを図っています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご質問等をお願いします。

【委員】

新宿区のごみの量で、古紙の回収が年々減っているのは、持っていかれているということなのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

ご指摘のとおり集積所からの古紙の抜取りが横行しています。ただ、原因はそれだけでなく、インターネットの普及により新聞等をとる家庭が少なくなっていることなども影響しているものと思います。

【委員】

資源化率が21.4%に留まっていることから、「目的（目標水準）の達成度」を「達成度が低い」と評価されていますが、具体的にはどのような対策を考えているのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

資源回収は全区的な対応が必要であり、大変難しい課題だと思っています。

現在は、資源の拠点として、ごみを出すところとは別に資源を出すところを設定して収集しています。ただ、ごみを出すところが区内に1万9,600か所あるのに対し、資源を出すところは新宿区内に約3,600か所と、5分の1程度に留まっており、高齢の方、足の悪い方などから「家の近くにないのだがどうしたら良いのか」というお問合せをいただいています。そういった場合には、ごみの集積所に一般のごみと合わせて出してくださいとご案内していました。また、そのほかにも「回収場所が違くと分かりにくい」といったご意見をいただいていたため、今年の10月から、ごみの排出場所に資源も出していただくことができるようにし、現在周知徹底を図っているところです。そして、来年の4月から全区的な展開を図り、今までより出しやすい状況を作ることで、分別されずにいた資源を回収していこうと考えています。

【委員】

決められた曜日に、同じごみの集積所に出せば良いということなのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

現在でも、古紙と容器包装プラスチックは集積所に出していただいているので、その曜日にほかの資源ごみも合わせて出すことのできる「資源の日」を設定しようと考えています。その

ため、若干排出の曜日が変更になる地域があります。

【委員】

とても良い取組だと思います。

【説明者】

ありがとうございます。

【委員】

資源ごみなのかそうでないのか分かりにくいものがあると思いますが、どのように判断すれば良いのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

例えばプラスチックですと、プラマークの有無が判断基準になります。外国製品だとない場合があるのですが、その場合には可燃ごみになります。それから、一部に金属やプラスチックが使われている製品があります。可能であれば、分解して分別していただくのですが、できないものについては、比較的比重の大きいものに分けていただくようお願いしています。例えば、金属等が入っているハンガーは、不燃ごみとなります。

【委員】

比重というのは重さではなく形ですか。例えば、ベルトならバックルは金属でも皮の部分が長いですね。

【説明者】

ベルトであれば、バックルは取れる場合もありますので、取れる場合には取っていただきたいのですが、それができない場合には、比重の大きいほうになります。

【委員】

そのような案内やアドバイスもパンフレット等で行っているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

ただ、具体的なご相談は電話をいただく形が多くなっています。そのほか、毎年出張所ごとに行っている集団回収の懇談会でもそのようなご質問が出ますので、現在のようなお答えをして、周囲の皆さんにもお知らせいただいています。

【部会長】

資源化率について、これは事業者とは全然関係ないのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

はい、そのとおりです。

【部会長】

「レジ袋を断る方が多い、若しくはほとんど受け取らないと回答する人の割合を50%」というのはかなり高い数字だと思いますが、具体的にはどのように目指すのでしょうか。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。

レジ袋の辞退率については、平成24年度の29.9%から平成25年は33.4%とかなり上がってきています。スーパーマーケットなどでも、レジ袋を辞退すると何円か引いてくれるなどのサービスを実施しているところや、逆にレジ袋を有料化しているところがあります。

区としても、3R推進協議会で、スーパーマーケット、小売業者などと協力しながら、先ほど言った3R推進行動計画書の中でいろいろな施策を検討しています。

ご指摘のとおり50%という目標水準はかなり高い挑戦なのですが、何とか頑張っていきたいと考えています。

【部会長】

平成24年度から延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物についても廃棄物の管理責任者の選任、再利用計画の提出などを図っているということで、これもすごい取組だと思うのですが、効果は出ているのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。

まず、3,000㎡以上の大型の事業所については、再利用計画書の提出、廃棄物の管理責任者の選任等が適正に行われており、立入調査に行っても社内の分別がきちんと行われているほか、講習なども受けていただくなど、かなりしっかりとした取組が行われています。

一方で、繁華街を抱える区はどこもそうなのですが、事業者のごみを減量するときには、3,000㎡以下の小さな事業所への指導が非常に重要であり、新宿区でも平成24年度から1,000㎡以上の事業所についての取扱いを変更したところですが、当初は模索状態で、正直に申しましてかなり成績は悪い状況でした。そこから、ごみの減量という雰囲気が年々大きくなってきており、ごみにだらしないとお店の評判もあまり良くないということも相まって、非常に積極的に対応してくれる事業者も増えてきています。また、外国人のオーナーの方からも理解を得られてきています。

ただ、悲しいかな、小規模事業者については店舗の回転が早いという特徴があり、店舗が変わるとまた一から働き掛ける必要がありますので、現状では、目に見えたすばらしい成果とはなっていません。それでも、これは継続していかなければと考えています。

【委員】

先ほど、レジ袋の辞退についてスーパーマーケットの取組のご説明がありました。確かにスーパーマーケットなどはかなり積極的に取り組んでいる印象なのですが、コンビニエンスストアについてはあまり進んでいないように思います。コンビニエンスストアへのより積極的な働き掛けが必要と思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。

貴重なご意見ありがとうございます。

区としても、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（J F A）や、その会員になっているコンビニエンスストアにお声掛けをしているほか、3R推進行動計画書等でもいろいろとお願いしているところです。ご指摘のとおり、コンビニエンスストアの販売量、規模を考えると大きな課題なので、今後もいろいろ工夫していきたいと考えています。

【委員】

レジ袋は、ただ捨てるだけでなく、ごみ袋として再利用している人も多いですね。そうすると、もちろん過剰包装は問題ですが、レジ袋が全部なくなることが良いことともいえないように思います。また、レジ袋の削減がごみ減量にどの程度の効果があるのかも疑問です。

【説明者）】

ごみ減量リサイクル課長です。

なかなか難しいところもあると思いますが、減らせるものは減らしたほうが良いとは思っています。また、ごみ発生抑制の入口としても、皆さんに3Rを意識していただくためには非常に大事だと思っています。

一方で、ご指摘のとおり用途もありますし、必要なときはやむを得ないとは思っています。50%というところが多く感じるかもしれませんが、単純計算で半分の方は使っている数字になりますので、必要な分は確保した上でのバランスにはなっていると考えています。

【委員】

ちょっとした買物でも袋をもらってしまう人もいますから、区民の意識を変えていくことも重要ですね。

【委員】

袋が必要か聞いてくれる店も増えてきていますよね。

【委員】

少なくする意識はもっとあっても良いと思います。

【委員】

家庭内での教育も重要ですね。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長へのヒアリングは以上とします。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

本日のヒアリングは以上です。

次回は引き続き計画事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

では閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>